

## プレスリリース

平成16年11月19日  
農 林 水 産 省

マイナー作物に係る農薬取締法上の経過措置  
の取扱いについて

1. 無登録農薬問題を契機とした平成14年の農薬取締法改正により、適用作物以外の農作物等への農薬の使用を禁止しました。これに伴い、地域的な特産農作物(マイナー作物)については、使用可能な農薬がなくなることが懸念されたため、経過措置を設け、農林水産大臣が承認した作物は、15年3月から当分の間、農薬が使用できることとしています。この「当分の間」として、従来「2年間程度」と解して対応に努めてきたところです。
2. 本経過措置の今後の取扱いについては、経過措置については、来年3月までの実施を予定してきたところであり、食品の安全・安心の確保の観点からも、原則として当初の予定どおり、来年3月末日をもって、大臣承認を取り消すこととします。  
ただし、緊急性・必要性が高い作物で、試験に取り組んだものの、気象要因等により登録に必要なデータ作成ができなかったもの等について、経過措置を延長することとします。

問合せ先：農林水産省 消費安全局 農産安全管理課  
農薬対策室 室長 横田 敏恭  
課長補佐 東野 昭浩  
代表 (03)3502-8111(内線3140, 3141)  
直通 (03)3501-3965

# マイナー作物の農薬取締法上の経過措置について

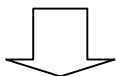
## 農薬登録のしくみ・・・(農薬×適用作物)の組合せで登録

平成14年農薬取締法改正

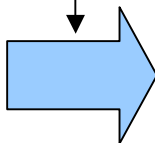


ホウレンソウ用(登録済み)

ノザワナへの使用可能

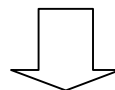


・登録のない作物に使用しても罰則なし



ホウレンソウ用(登録済み)

ノザワナへの使用不可



・農薬登録のある適用作物以外への使用禁止

使用可能な農薬が不足



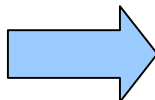
(参考)平成14年法改正の背景

<無登録農薬の扱い>



農薬登録のない農薬

農薬として販売は禁止(農作物への使用可能)



農薬登録のない農薬

農作物への使用不可

・農薬登録のない薬剤を農作物に使用しても罰則なし

・農薬登録のない薬剤の使用禁止

経過措置(2年間)を設け、大臣が承認した場合に限り、登録のない作物にも使用を認める

**今回は、一部のものに限ってこの措置を延長**

1 . 経過措置として承認した件数

9 , 0 0 9 件

都道府県が、緊急性・必要性により以下に分類。

A ランク ... 緊急性・必要性が非常に高く、経過措置期間内に農薬登録を行うもの	2 , 3 7 4 件
B ランク ... A に次いで緊急性・必要性が高く、一定期間内に農薬登録を行うもの	1 , 8 3 8 件
C ランク ... 代替剤、農薬以外の防除法で対応可能なため、当面農薬登録を行わないもの	4 , 7 9 7 件

2 . 承認取消までのスケジュール

平成16年	12月6日～10日	都道府県の延長要望ヒアリング
平成17年	1月15日まで	都道府県からの延長要望の締切
	2月上旬まで	内容確認、最終チェック
	2月下旬	経過措置承認取消の大臣指令発出

十分な周知期間を確保するため、3月末日をもって承認を取り消す農薬等について、早期に大臣指令を発出するとともにその旨をホームページ等で公表